



## 2 本県の高等学校における消費者教育の現状について

### (1) 国、県、学校における現状

○ 国 ・ 平成 24 年 12 月の「消費者教育の推進に関する法律」施行→

○ 県 ・ 平成 26 年 3 月に「やまなし消費者教育推進計画」策定→

・ 平成 27 年度に「山梨県消費者基本計画」策定→

この計画においては、4つの基本方針の1つに「消費者教育の推進」を挙げ、ライフステージや家庭や地域などの場の特性に応じた体系的な「消費者教育の推進」を進めることとしています。

○ 学校教育

・ 平成元年の学習指導要領改訂の際に消費者教育を導入→

・ 平成 20 年 3 月の改訂で、学校教育の目標が「児童生徒の生きる力を育むことを目指し、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことである」とされました。

・ その理念を踏まえた学習指導要領が平成 23 年度から小学校で、平成 24 年度から中学校で全面実施され、平成 25 年度から高等学校では年次進行で実施され、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などを中心に消費者教育の取組が進められています。

### (2) 学習指導要領の位置付けによる教科教育の現状

公民科（必修）と家庭科（必修）、情報科（必修）、商業科（主に商業科の生徒）等の授業で実施することが位置付けられている。

[表 1] 内容例（「公」は公民科、「家」は家庭科、「情」は情報科、「商」は商業科として表記）

|    | 内 容 例             | 公 | 家 | 情 | 商 |
|----|-------------------|---|---|---|---|
| 1  | ・契約と契約トラブル        | ○ | ○ |   | ○ |
| 2  | ・悪質商法とクーリングオフ     | ○ | ○ |   | ○ |
| 3  | ・消費者の権利と責任        | ○ | ○ |   | ○ |
| 4  | ・商品・サービスのマークや表示   | ○ | ○ |   | ○ |
| 5  | ・環境を考えた消費         |   | ○ |   | ○ |
| 6  | ・家庭の経済生活、家計管理     |   | ○ |   |   |
| 7  | ・商品の品質と安全性        |   | ○ |   | ○ |
| 8  | ・商品の選択            |   | ○ |   | ○ |
| 9  | ・通信販売やインターネット取引   | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 10 | ・遺伝子組み換え食品        | ○ | ○ |   |   |
| 11 | ・地産地消             |   | ○ |   |   |
| 12 | ・スマホやネットのトラブル     | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 13 | ・食品ロス             | ○ | ○ |   |   |
| 14 | ・消費者市民社会          | ○ | ○ |   |   |
| 15 | ・信用取引やクレジットカード    | ○ | ○ |   | ○ |
| 16 | ・ごみ問題やリサイクル       | ○ | ○ |   | ○ |
| 17 | ・製造物責任法（PL法）      | ○ | ○ |   | ○ |
| 18 | ・食品添加物や残留農薬       |   | ○ |   |   |
| 19 | ・資源や省エネルギー        | ○ | ○ |   | ○ |
| 20 | ・消費生活センターの機能と役割   |   | ○ |   |   |
| 21 | ・金融商品投資に関するトラブル   | ○ |   |   | ○ |
| 22 | ・生活情報の活用（広告）      |   | ○ | ○ | ○ |
| 23 | ・知的財産権（偽ブランドと著作権） | ○ |   | ○ | ○ |
| 24 | ・契約（金利計算、債務整理等）   | ○ | ○ |   | ○ |
| 25 | ・フェアトレード          | ○ | ○ |   |   |

[ p 1 の①②の【 】の答え：①最下位②トップ]

① 公民科：

[対 象] 主に 1・2 年生

[科 目] 現代社会（2 単位（70 時間））又は政治・経済（2 単位（70 時間））

[時期等] 現代社会       ：一年間で約 2 時間

政治・経済       ：一年間で約 2 時間

[内 容] 個人や企業の経済活動における役割と責任について考察させる、  
という内容の中で、消費者に関する問題について指導している。

② 家庭科：

[対 象] 主に1年生

[科 目] 家庭基礎（2単位（70時間））、家庭総合（4単位（140時間））  
又は生活デザイン（4単位（140時間））

※各校で必修として1科目を教育課程上に位置付けることになっている。

[時期等] 一年間で約10時間

[内 容] 消費生活と生涯を見通した経済の計画という内容の中で、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任について理解させ、適切な意思決定に基づいて行動できるようにするとともに、生涯を見通した生活における経済の管理や計画について考えることができるように指導している。

[家庭科教育のキーワード]

- ・ 消費者市民社会の形成（悪質商法の視点で教育するだけでなくESD※及び安全安心の視点で授業を実施）

※Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育

- ・ 次世代を育てる
- ・ 病気にならない食生活

[消費者教育実践例]

- ・ 商品選択の意思決定と消費者トラブルを主題とした実践  
県民生活センターとの連携を図り、インターネットショッピングを利用するときの留意点についてグループごとにダイヤモンドランキングという手法を使い、学びを深め、適切な意思決定ができることを目標にした実践。消費者トラブルに巻き込まれたらどうするか、被害にあった際どのような行動をとればよいのかについても学習する。

- ・ 消費行動のできる社会参画を主題とした実践

コットンの生産の実態を知り、生産国と消費国の格差の背景と貿易の仕組みを知ることと、これから自分が消費者としてどのような行動をとっていったらよいかを考えることを目標とした実践。生徒は、原産国の一つであるインドの現況、オーガニックコットン・フェアトレードについて、既習事項と併せて教員から提示された資料を組み合わせ、グループで要約をする活動を通して、消費者としてどのように行動するべきかを学習する。

③ 情報科：

[対 象] 主に1年生

[科 目] 主に社会と情報（2単位）

[時期等] 一年間で約3～4時間

[内 容] 情報の特徴と情報化が社会に及ぼす影響を理解させ、情報機器や情報通信ネットワークなどを適切に活用して情報を収集、処理、表現するとともに効果的にコミュニケーションを行う能力を養い、情報社会に積極的に参画する態度を育てる授業を行っている。

④ 商業科： 生産者側（企業等）からの視点で主に金融に関わる教育※を複数の科目で実施

※ 金融教育とは、お金や金融の様々なはたらきを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養う教育。（金融広報中央委員会の定義より引用）

(3) 授業実践例の総合教育センターホームページへの掲載

[時期等] 指導案などの授業実践例は、毎年度末に追加更新。

閲覧は個人のパソコンから通年可能

[内容] 総合教育センターURL参照

<http://cdb.kai.ed.jp/search.php>

(4) 研究指定校

山梨県金融広報委員会の事業を受けて2年間の研究指定を行う。金融・金銭教育は消費者教育につながる。

① 平成24・25年度 塩山高等学校

・ 公開授業の事例

1年 総合学習 「社会を知る 学年発表」

2年 現代社会 「借金と自己責任」

2年 家庭総合 「消費社会を生きる」

3年 商業技術 「金利について」

② 平成26・27年度 笛吹高等学校

・ 公開授業の事例

1年 国語総合 「評論 何のために「働く」のか」

3年 数学Ⅱ 「金利の実際」

3年 生活教養 「「買う」ことで社会を変える」

3年 ワイン製造 「ワイン製造における原価計算」

③ 平成28・29年度 上野原高等学校

平成30年度に実践報告会を実施

(5) 巣立ち教室、消費者教育講座の活用

① 山梨県金融広報委員会による金融教育に関する講座の活用

[講座名] 巣立ち教室

[対象] 高校3年生

[実績] 22校3,210人/9,356人

(H27年度卒業生 公私立 全日制定時制 学校基本調査より)

[時期等] 11月～2月にかけて一回程度実施

[内容] クレジットカードの管理、契約、多重債務  
金融トラブル、お金の管理（ライフプランなど）

② 山梨県県民生活センターによる消費者教育に関する「若者教室」の活用

[講座名] 若者教室

[対象] 高校生

[実績] 13校2,720人

[時期等] 4月～3月で開催

[内容] ネットトラブル、消費トラブル、  
賢い消費者になるための講座 等

### 3 本県の高等学校における消費者教育の課題について

【問題】 理論学習は大切である。一方で、理論学習の時間が多いというアンバランスな状況。消費者教育のための時間の確保が難しいという側面もある。

例1 家庭基礎 10 時間のうち 8 時間、公民 2 時間のうち 2 時間を理論学習に費やしている場合もある。

例2 学校で総合的な学習の時間等を活用して体系的に消費者教育を位置付けて行うことができていない。他にたくさんの学習事項を指導しなければならない。

例3 指導する教員が消費者教育について学ぶ時間がない。

例4 県民生活センターの調査項目より（H28 年度末に取りまとめる予定）

- ・ 具体的な取組方法がわからない（指導案）
- ・ 授業の実践事例の紹介が少ない（動画事例紹介など）
- ・ 活用できる教材が少ない。
- ・ 教員向けの研修の機会が少ない。
- ・ 外部講師として活用できる人材や派遣を受けられる機関・団体の情報が不足している。
- ・ 他授業との関係で授業時間が確保できない。



【課題】 生徒が、理論学習と実践的な学習をバランスよく学べるようにする。

【課題の解決に向けて】

- ① 学習指導要領に基づく指導の一層の充実。
- ② 教職員の指導力の向上
- ③ 関係機関・団体との連携の推進

たとえば…… ( ) 内の①～③は上記の関連項目として参考に表記した)

○ **県や市町村、消費者関連団体、大学等との連携の推進 (③)**

総合的な学習の時間や特別活動で連携して授業を行うなど。

高校生の視点を生かした「高校生出前講座」の開催など。

○ 家庭基礎や家庭総合の学習内容であるホームプロジェクト等の充実を図り、**家庭との連携を推進する。(①)**

学習内容を各自の家庭生活と結びつけて課題を見だし、課題解決を目指して計画を立てて実践する問題解決的な学習活動で、消費者教育に関するテーマを取り上げる。

○ 授業実践例のホームページへの掲載 (①)

好事例を共有し、実践することで効果的・効率的に授業の充実を図る工夫

○ 教科部会研修会等で県民生活センターの「教員研修」事業等を活用(②)

○ 文部科学省の「いつでもどこでもだれでもできる！消費者教育のヒント&事例集」や、消費者庁の「体系イメージマップ」、県民生活センター啓発資料※の活用 (③)

※高校生向きワークブック「もしあなたが消費者トラブルにあったら……」等